

國學院大學學術情報リポジトリ

元文二年の家治誕生祝儀礼と誕生記編纂：
國學院大學図書館所蔵『西城降誕録』と諸本を中心
に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高見澤, 美紀 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000708

元文二年の家治誕生祝儀礼と誕生記編纂

——國學院大學図書館所蔵『西城降誕録』と諸本を中心に——

高見澤 美 紀

はじめに

イエ存統にもっとも重要な事項は継嗣の誕生である。これには実子の男子誕生・養子縁組^①などがあるが、江戸時代初期において継嗣のない大名家は改易の危機に瀕した。当主の死に際・死後に迎えた養子を継嗣として幕府に届け出る末期養子が禁じられていたからである。結果多くの牢人を生み出し、慶安事件^②などを引き起こすに至った。そのため、慶安四（一六五一）年以降徐々に緩和されたものの、跡目相続をめぐってはさまざまな問題が起こっている^③。

これは將軍職継承という責を負った徳川將軍家（宗家）ではより大きな問題であった（図1「徳川將軍家略系図」参照）。二代秀忠の時にはのちの三代家光と弟忠長で跡目をめぐり実子兄弟間での係争が起きている。また五代綱吉のように実子が誕生したものの早世する、七代家宣のように四歳という若年での將軍就任に加え八歳で早世するなどによって実子の誕生がない、といったことも少なくなかった。こうした場合養子を迎えることとなるが、家康の血統とともに当時の幕府内でのパワーバランスによる人選がおこなわれたため、十三代家定の養子決定をめぐっては深刻

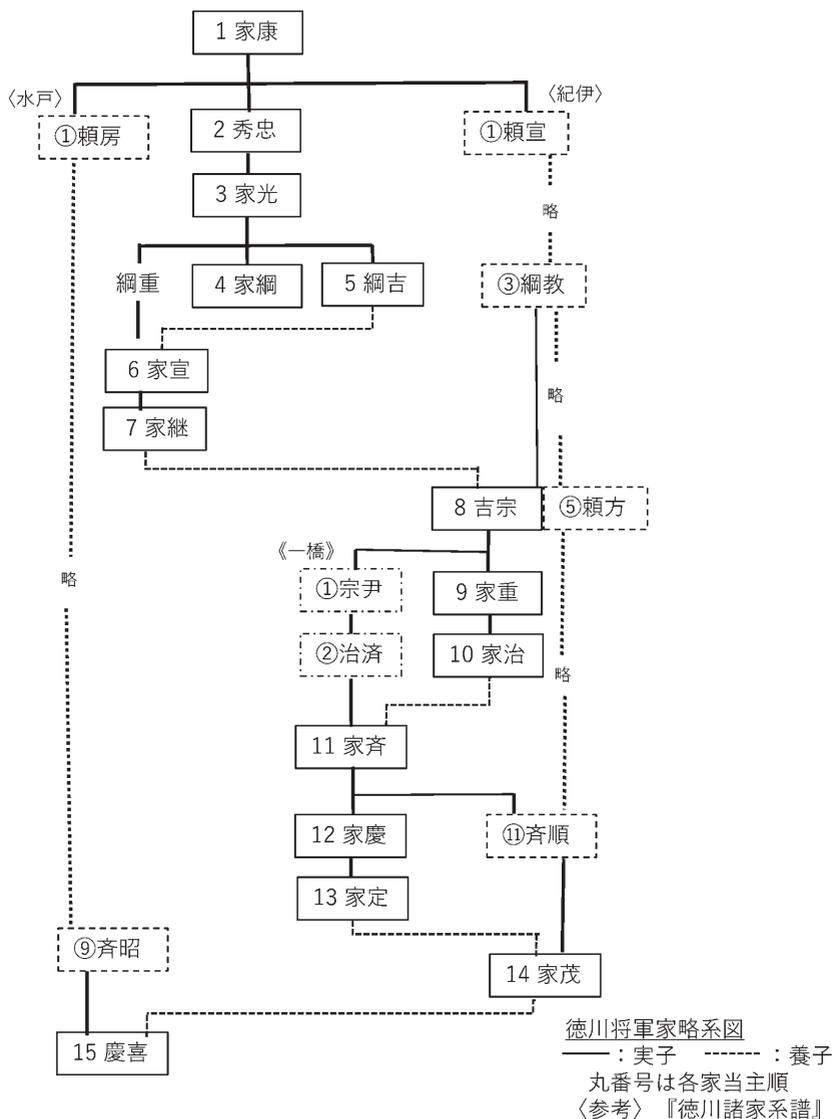


図1 徳川將軍家略系図

な係争が起こるなど、宗家は初期から末期に至るまで継嗣問題を抱えることとなった。⁽⁴⁾

しかし、宗家においてこの継嗣問題を比較的大きな問題として抱えずにすんだのは八代吉宗と十一代家斉ではないだろうか。吉宗は御三家である紀伊徳川家から宗家へ養子に入った時点で、嫡子家重（正徳元（一七一）年誕生／九代将軍）・宗武（正徳五年誕生／二男・田安家）をもうけており、その後将軍となつてから宗尹（享保六（一七二二）年誕生／四男・一橋家）らが誕生している。一方の家斉は御三卿の一橋家から宗家へ養子となり、天明七（一七八七）年に十五歳で将軍に就任すると、寛政四（一七九二）年に長男、翌年にのちの十二代家慶が誕生した。その後も実子の誕生が相次ぎ、生涯で二六男二七女の五三人の子をもうけたとされる。

加えて吉宗には将軍就任中の元文二（一七三七）年、継嗣である大納言家重に嫡子竹千代が誕生する（公孫）。これがのちの十代家治である。家重の身体的状況への不安もあり、すでに二男宗武をして田安家の創設を図っていた吉宗にとって、家治の誕生は二代先までの将軍継嗣を得たことを意味する。

本稿ではこの家治誕生について記した本学図書館所蔵『西城降誕録』をはじめとした誕生記諸本の検討と、江戸城本丸・西丸内外で行われた誕生祝儀礼について、その詳細を明らかにし、加えて家治誕生前の将軍・将軍継嗣の実子男子との比較をおこない、江戸時代中期の徳川将軍家での誕生祝儀礼とその記録である誕生記の編纂について考えていきたい。

一 家治誕生記『西城降誕録』とその諸本について

八代吉宗の実子である家重を父とした、のちの十代家治は、元文二年（一七三七）五月二十二日に江戸城西丸において誕生した。この家治誕生に関しては多くの史料が残されているが、これはその誕生の場所が「江戸城西丸」であることも大きく関与している。江戸城西丸において将軍継嗣・将軍継嗣嫡子が誕生するのは、宝永五（一七〇八）

年十二月、五代綱吉養子でのちの六代家宣実子大五郎誕生以来のことである。⁵⁾この時期を含め、幕府では江戸城内外における儀礼での取扱方が前例・先格として位置づけられていった。とくに次の機会の時期が不分明である誕生・婚姻・葬送などの臨時儀礼は、次回の参考資料となるべく手厚く作成が進められたと考えられる。⁶⁾

本学図書館所蔵の『西城降誕録』もそうした資料として作成されたものの一つであろう。母となる梅浜通条卿の女・幸子の懐妊日から誕生、御七夜以降誕生後ひと月までのさまざまな誕生にまつわる儀礼の次第や掛の任命、法令などについて、日記・諸留などから関連条を抽出し編年体で編纂した形をとる誕生記である。『西城降誕録』には記載内容に異同がみられる類本が存在している。以下に本学所蔵本を含めたいくつかの諸本について書誌とその編纂の特徴をみていきたい。

・國學院大學図書館所蔵『西城降誕録』⁷⁾（以下、A本）

「西城降誕録乾」「西城降誕録坤」の題箋が表紙に貼付された二冊本の江戸期の写本。内題は表紙題箋と同じ「西城降誕録」で、下小口には「元文西城降誕録」とある。七巻構成となっており、乾巻に総目録と巻之一から四、坤巻に巻之五から七が収載される。巻之四上と下の間に「諸家献上御産衣台之図」と題された彩色図一点が含まれる。記載内容年代は乾巻に元文元年十二月十九日から翌二年五月二十八日、坤巻には同日から翌二年六月二十四日までで、これは誕生前から誕生後ひと月までとなる。内容詳細は後述するが、概要として『西城降誕録』の総目録項目に年月日を付した表¹を提示しておく。なお筆者は全文翻刻を別稿で行っている。⁸⁾記述内容を概観するに、家治誕生時刻と日付の調整など、諸本にはない詳細な情報が書き込まれている箇所があり、將軍・大納言に近侍する者の情報による編纂と考えられる。

表1 『西城降誕録』の巻数と惣目録項目対照表

巻数	年月日	項目名	巻数	年月日	項目名
卷之一	元文元年	1 御墓日御用被仰付候次第	乾	5月28日	48 若君様。御七夜為御祝儀御三方方。献上物之事
	12月19日	2 御矢取被仰付之事			49 御家門方。献上物之事
	12月19日	3 箆刀之御用被仰付之事			50 国持大名。献上物之事
	12月19日	4 御祝帯被差上候事			51 御譜代大名。献上物之事
	12月22日	5 大納言様。大久保对馬守内室。被下物之事			52 御老中若年寄方。献上物之事
	元文2年正月11日	6 御産御用被仰付候次第	53 御産衣台之因		
	2月27日	7 御出生様御乳付被仰付候事	54 公方様。若君様御七夜。付御三方方。献上物之事		
	2月7日	8 御出生様。献上物之品御触之事	55 御家門方。献上物之事		
		9 公方様大納言様。献上物員数御触之事	56 国持大名。献上物之事		
		10 御産婦。諸大名。贈物之事	57 御譜代大名。献上物之事		
		11 御乳人御介添。諸大名。贈物之事	58 外様大名。献上物之事		
		12 御本丸西之丸老女。諸大名。贈物之事	59 御老中若年寄方。献上物之事		
		13 御本丸西ノ丸表使。諸大名。贈物之事	60 若君様。御三家之嫡子方。献上物之事		
		4月*	14 御本丸西ノ丸老女名付之事	61 拾万石以上之嫡子・隠居方。献上物之事	
		4月*	15 西ノ丸惣出仕御触之次第	62 御産婦。御三方方嫡子方。贈物之事	
		(記載なし)	16 西ノ丸江六つ窓御機嫌出仕御触之神	63 御産婦。拾万石以上嫡子隠居方。献上物之事	
		5月4日	17 山王神田明神。御安産御祈禱之事	坤	6月6日
5月22日	18 若君様御誕生刻限之事	65 御能拝見。着座次第			
5月22日	19 御墓日被相助候次第	66 於座々御料理被下置候事			
5月22日	20 御墓日執行之座之次第	67 御能番組之次第			
5月22日	21 御産日御祝儀之品之次第	68 諸町人。御能拝見被仰付候事			
5月22日	22 御産所御床筋物之事	69 惣出仕之事			
5月22日	23 御床廻江御物之次第	70 日光御名代之事			
5月22日	24 惣出仕之事并老中廻之事	71 高家衆京都。御使之事			
5月23日	25 御二ツツ西ノ丸。出仕之事	72 竹千代様御医師被仰付候事			
5月23日	※	73 十三日御能之次第			
5月25日	26 御七夜之節下馬立御触之事并下馬立之因	74 御部屋様御一家方。被進物之事			
5月*	27 若君様御座所。不能出候覚	75 十八日御能之次第			
5月25日	28 井伊掃部頭御用。出府之事	76 惣出仕之事			
5月25日	29 日光御名代被仰付候事	77 廿三日御能之次第			
5月28日	30 御七夜之節献上物立場之次第				
5月28日	31 惣出仕ニ付下馬立之事				
5月28日	32 公方様西ノ丸。御成之事				
5月28日	33 為御祝儀出仕之面々着座之次第并御祝儀之餅頂戴之事				
5月28日	34 竹千代様。御名被進候事				
5月28日	35 御囃子組之次第				
5月28日	36 公方様大納言様。竹千代様御祝儀被進候事				
5月28日	37 公方様。大納言様。御祝儀被進事				
	38 大納言様。公方様。御祝儀被進候事				
5月28日	39 公方様大納言様。御女中様方。被進物之事				
5月28日	40 公方様大納言様。右衛門督殿・刑部卿殿。被進物之事				
5月28日	41 大納言様。御三方方。被進物之事				
	42 大納言様。御家門方。被進物之事				
5月28日	43 公方様大納言様。御役人方。被下物之事				
5月28日	44 大納言様。女中方。被下物之事				
	45 御側衆。御祝儀被下候事				
	46 御小姓御小納戸衆。御祝儀被下候事				
	47 竹千代様附被 仰付候事				

*日に記載なし

※「同十三日」と記載

・国立公文書館所蔵『雜載』所収「西城降誕録」(以下、A'本)

『雜載』は全25巻(現存20冊)で、幕府記録御用所にて書写・作成されたものである。記録御用所とは幕府が所持すべき記録を諸氏から借り受け、書写本を作成した部署であり、『雜載』の内容は多岐にわたるが、多くは一卷に関連すると思われる複数の書写本が収載される形となっている。このうち、表紙題箋「雜載八」が貼付される巻の表紙には墨書「西城 浚廟降誕」¹⁰とあり、内題は「西城降誕録」とある。目録・巻之一から巻之七までの七巻構成で、巻之四と五の間に無彩色の「御産衣献上之台図」が含まれる。記載内容年代は元文元年十二月十九日から翌二年六月二十四日までである。目録項目や記載内容が同一であることからA本と同系統本であるが、記載形式や文言に異同がみられる。たとえば五月二十八日に行われた御七夜祝儀の諸大名献上次第において、A本では巻之四上に熊本藩主細川越中守重賢と支藩の宇土藩主細川大和守興里・肥後新田藩主細川備後守利恭が並んで記載されるのに対して、A'本では献上品目数ごとにまとめられているため、細川重賢は巻之四上に、細川興里・利恭は巻之四下にそれぞれ振り分けられている。本来儀礼においては家格順が最も重視されるべきものであることから、A本がより原本に近いものとみられる一方、A'本はその合理的な記載形式から、誕生記ではあるものの前例として次回以降の参考のために書写されたものではないと考えられ、記録御用所での書写本作成が「記録の所蔵」という意図をもって行われたことを示唆していよう。

・国立公文書館所蔵『竹千代君御誕生記』(以下、B本)

表紙にそれぞれ「公孫降誕記乾」「公孫降誕記坤」の題箋が貼付された二冊本の江戸期の写本。蔵書印は表紙に「昌平坂」、表紙裏に「日本政府図書」(押印紙片の貼付)、一丁表に「秘閣図書之章」が押印され、昌平坂学問所の

旧蔵資料であったことがわかる。二冊とも内題は「竹千代君御誕生記」で、目録・巻次表記なし。記載内容年代は乾巻に元文元年十二月十九日から元文二年七月二十八日まで、坤巻が元文二年八月三日から元文三年五月二十二日までとなっており、もっとも長い誕生記となっている。なお乾巻の後部には林大学頭信充ら聖堂学問所講師など幕府儒者らによる家治誕生祝詞漢詩を集めた「慶会集」が附属している。¹³⁾

本史料には行列付や城内外での儀礼図などの挿図、そのまま転載されている任命・伺の文面など、ほかの誕生記にはみられない記述が多く含まれている。また人物名について正誤の考証や式次第部分などに「○中略」といった下げ札を貼付して推敲を重ねており、いわば誕生記「稿」といった性格のものと考えられる。さらに特徴的なのは記載される人名に対して役職・居城・石高・官位・諱などが付記される点であり、中には「將軍家 吉宗公」との記述もある。これは前例・先格としての利用目的のほかに、林家による『御実紀』¹⁴⁾編纂との関連がみてとれる。

・国立公文書館所蔵『竹千代様御誕生記』¹⁵⁾(以下、C本)

表紙に「竹千代様御誕生記完」の題箋が貼付される江戸期の写本。蔵書印は表紙に「昌平坂」、表紙裏に「日本政府図書」(押印紙片の貼付)、一丁表に「秘閣図書之章」が押印され、こちらもB本同様昌平坂学問所の旧蔵資料であったことがわかる。表紙に糊付された内表紙には「竹千代様御誕生記元文元辰 廿六百卅一」の墨書が見える。内題はなく、目録や巻次の表記・挿図もない。記載内容年代は元文元年十二月十九日からだが、同三年四月二日までと、A本より長期間の記載となっているが、A本と比較すると丁数はかなり少ない。これはA本ではかなりの丁数を割いている大納言家重の動向や、御七夜祝儀礼といった西丸での儀礼の詳細がほぼ省略されているためである。例えば家治誕生時の記事を見てみよう。A本では誕生記事に続いて御幕目執行の様子があがるが、C本では御幕目

執行の記事はなく、次のようにある。「一今晚於西丸 若君様 御誕生被遊候付、今七時前西丸江御風呂屋口
 へ御玄関前通被為 成、但六時過 還御」、つまり將軍吉宗が家治誕生の報をうけ、七時前に西丸へ御成、六時過
 ぎに本丸へ還御した、という記事である。ほかにも西丸登城後本丸へ登城する際の着服令などが記されるなど、本
 資料は「將軍吉宗」の動向と「本丸」での儀礼の記事を中心としていることから、作成者として本丸勤めの奏者番
 などが考えられ、前述の諸本とは視点の異なる誕生記であるといえる。

このほかに家治の誕生に関わる史料類としては、御七夜祝儀に諸大名から献上された刀剣類についてその名前や
 代金、合計本数などを記した「元文二」年五月廿八日 竹千代様御七夜献上御腰物留¹⁵⁾などがある。また、誕生祝儀
 札に際して出された諸向への各触は幕府法令として『御触書集成』¹⁸⁾等の各種法令集に収載されている。

一方、A～C本のような誕生記は、日記・諸留などから関連条を抽出し編年体に編纂し、その編纂時期は御七夜・
 宮参・誕生日といった主要な誕生祝儀礼・成長祝儀礼を経たのち、つまり家治誕生の数か月から数年以上後であった
 ことをうかがわせる。また編纂・書写に携わる人々の立場や目的により記述内容も異なるため、諸本の成立をみた
 と考えられる。

二 家治誕生前後の祝儀礼

家治誕生前と誕生後ひと月の間にどのような儀礼があったのか、『西城降誕録』をはじめとする誕生記諸本から具
 体的にみていきたい。なお、関係記事はまとめて記述することとし、記載順とは異なる(表1を参照のこと)。また
 A～C各本における特徴的な記述については当該部分に特記していく形とする。

(1) 誕生前 (元文元年十二月十九日〜翌二年五月二十一日)

元文元年十二月十九日吉辰のこの日、江戸城西丸奥では家重室幸子の着帯祝儀が行われ(B本)、その懐妊が知らされた。翌二年五月の出産に向けて老中松平乗邑(暮目役)・その子乗佑(矢取役)らをはじめとした西丸御産御用懸の任命が行われる。¹⁹⁾この時篋刀役に任ぜられた前橋藩主酒井忠知は在国中で、翌年三月に参府している。また西丸御産御用については本丸留守居・勘定奉行・御納戸・細工頭らが翌二年正月十一日に、二月二十七日²⁰⁾には書院番頭松平忠根妻²¹⁾に乳付を命じている。

元文元年十二月二十一日に書院番頭大久保教明妻より岩田帯など祝儀品を献上し、翌日には家重より返礼として紗綾の下賜がある。このように江戸城での誕生時にはその祝儀として登城と目見・献上と返礼という行為²²⁾誕生祝儀礼が以降繰り返し行われていくため、誕生に先立ってこうした誕生祝儀礼に関する多くの触が出されていく。まず元文二年二月七日には誕生後七日目に行われる御七夜祝儀での産衣・刀剣・その他の献上品目・員数とともに、献上時間・場所を規定した次のような触が出される。

〔史料1〕²³⁾

於 西之丸御七夜御祝儀献上物員数

御出生様^江

御産衣

一重

一 御道具 御大小^{三冊} 三拾枚

六拾万石以上

二種一荷

御産衣 一重

一 御道具 御大小^二而 式拾枚 貳拾万石以上

二種一荷

御産衣 一重

一 御道具 御大小^二而 拾枚 拾万石以上

二種一荷

御産衣 一重

一 御道具 御大小之内一腰 五枚 六万石以上

一種一荷

御産衣 一重

一 御道具 御大小之内一腰 三枚 三万石以上

一種

但シ五万石以上^者一種一荷也

一 御産衣 一重 壹万石以上

一種

一 御脇差^著御小脇指たるへく候、御大小共御拵常之献上御道具之通、尤三所物御紋^三不及候

一 御産衣式拾万石以上^著御上召唐織・御下召羽二重、其以下ハ御上召綸子・御下召羽二重たるへく候

(中略)

一 公方様^江之献上物^著 御本丸御玄関より、大納言様・御出生様^江之献上物^著 西之丸御玄関令、御産婦且女中^江之贈物^著 西之丸中之口迄、御七夜御祝儀之当日朝六時より五ツ時迄之内、在国在所之面々共一同^二以使者可有献上候、且又疱瘡・麻疹・水痘之看病人^著追^而御祝儀可被差上候、尤其節可被相伺候

但御本丸女中^江之贈物^著御本丸中ノ口迄可被差越之候

一 右献上之御道具、所持之内相応之道具有之候ハ、有合候を可被差上候

一 此度 御誕生之節献上之御産衣 若君様^江之支度致し置、御姫様^{二而}も右支度御産衣其俣^{二而}可有献上候、二通り之支度^{二ハ}不及候

右之通御三家・拾万石以上之面々御触有之

一二月

御七夜祝儀礼の献上品に関する規定がいち早く出されたのは、その準備に多くの時間が費やされることを想定したためであろう。最後の条文には献上御産衣について「若君様^江之支度致し置、御姫様^{二而}も右支度御産衣其俣^{二而}可有献上候」として、男女二通りの準備は不要としており、吉宗の合理性がうかがわれる。その後、出産を翌月に控えた四

月には誕生日・御七夜の登城に関する詳細な規定が次のように出されている。

〔史料2〕²⁴⁾

一 四月

西ノ丸朝 御誕生候ハ、御三家始諸大名当日 御本丸、夫より西之丸へ登城、併遅承候面々八ツ時以後候ハ、月番之老中能登守江可被相越事

一 八ツ時以後 御誕生^二候ハ、月番^江届^三不及、翌日可為惣出仕事

一 御誕生^二付出仕之儀、御精進日^二而茂^三御機嫌伺^三、御祝儀ハ追^而可申上事^二候間不苦候事

一 御誕生御七夜之節、西ノ丸^江御三家始惣出仕、夫令 御本丸^江惣出仕

一 御七夜迄之内、御三家^者毎日 西ノ丸^江為伺御機嫌御使者可被差出候、其外諸大名者能登守宅^江使者可被差越事

これによると、誕生が朝であった場合、御三家ら諸大名はまず本丸へ登城し、その後西丸へ登城することになっている。ただし、誕生報知が一律ではないため、八時（午後二時）以降に知らせをうけた場合は西丸の月番老中松平能登守乗賢^近のところへ来るよう、また誕生が八時以降であった場合は翌日に惣出仕することが定められている。この他、誕生から御七夜迄の西丸機嫌伺の登城や、参勤交代で在国在邑の大名、隠居・幼少・病氣・部屋住の面々による飛札・使札による祝儀申上についてなど詳細が規定されている。誕生直前には日光・伊勢のほか山王・明神などで安産祈禱を執行し、誕生を待った。

(2) 誕生日(元文二年五月二十二日)

元文二丁巳年五月二十二日曉寅ノ刻(午前三ノ五時)、西丸に「若君様」家治が誕生する。この誕生時間についてはA本にのみ「但廿一日明ケ七ツ時 御誕生候得共、明ケ七ツ時合廿二日之日取」との記述がある。明七ツ(午前四時ころ)は本来前日夜だが、ここでは翌日朝の日取りとしている。この理由は定かではないが、二十一日もしくは夜の誕生が回避されたと考えられる。家治誕生の報をうけて吉宗は即刻(七時前とも)西丸に入り、出迎えた老中本多中務大輔忠良(26)から「若君様御誕生御機嫌益御安全」と聞き、家治に対顔している。その後「御吸物御酒被為御祝相濟」ませ、夜明け(六時(午前六時ころ)過ぎとも)に本丸へ還御した(B本、具体的な時刻はC本)。老中松平左近将監乗邑ら西丸御産御用掛の面々は誕生当日から御七夜まで幕目式と祝儀を執行し、三家、家門、諸大名らは史料2の規定にあるように「朝に生まれた」ため、誕生当日に本丸・西丸へ惣出仕し、吉宗と家重に対して祝儀を申し述べている。誕生祝儀の出仕は初日が惣出仕、翌日から二十七日までは日替わりで出仕する面々が定められており、西丸登城時には麻上下を着用し、本丸へは翌二十三日から平服での出仕であった(C本)。また、將軍名代として老中松平伊豆守信祝(27)が江戸城内の紅葉山への参詣を行い、安産祈禱を行った社寺に対して祈禱料を遣わしている(C本)。

(3) 御七夜祝儀(元文二年五月二十八日)

誕生から七日目の五月二十八日、御七夜祝儀が執行される。この日は雨天であったが、御七夜執行時の晩方より晴れた(B本)。御七夜祝儀での主要な儀礼は幼名の名付けと御産衣・刀剣の授受である。祖父であり將軍である吉宗は「若君様」を家康の幼名と同じ「竹千代」と命名した。当初吉宗は家康への遠慮から別名を名付けようとしたが老中の強い勧めにより命名したとされ、この旨は御三家・諸大名らへも老中より伝えられた(A本)。これは徳川宗家

へ養子に入った吉宗が家康に遠慮することで敬意の念を示していること、また譜代の老中らが勧めたとの図式を以て家康以来の旧臣からの信任を得ていることを、御三家・諸大名らへ喧伝する機会ともなった。以降家治は「竹千代様」と、家治生母の幸子は「御部屋様」と称されることとなった。竹千代命名により六月八日には大目付三宅周防守康敬から「竹千代様と奉称候^{ニ付}、竹ノ字之名^者改可申事^{ニ候}、此段御触^{ニ而者}無之候、尤何^茂心付可申儀^{ニ候}得共、大目付中心得物語被申候様本多中務大輔殿被申聞候、苗字杯ハ替申^{ニ及}不申儀^{ニ候}由」と演達された（B本）。触ではないとしつつも苗字以外の「竹」字使用は遠慮となり、これに応えて同月二十八日には狂言芝居太夫市村「竹之丞」が「宇左衛門」へと改名したとされる。⁽²⁸⁾ なお六月二日には「若君様」の呼称は家重を指す⁽²⁹⁾ことが確認されている。その後の幕府儀礼や作成する書面などにおいて、將軍と將軍繼嗣、繼嗣子息と三代が並立して表現されることを念頭においた対応がとられたものと考えられる。

御産衣・刀劍の授受については、吉宗からは五重の御産衣と代金三百枚の正宗・代金千貫の堺志津という大小を、家重からは五重の御産衣と金百枚の長光・代金三千貫の来国光という大小をそれぞれ竹千代に渡している。御三家ら諸大名からも史料1にみたように事前に規定した御産衣・刀劍・樽肴が献上され、B本によれば、三万石以上の大名から献上された刀劍合計数は大小あわせて一九七腰であった。A本では御七夜祝儀の記述が全七巻のうち巻之三から巻之六までを占め、うち巻之三以外はすべて諸大名らからの献上品の書上げに費やされている。B本でも多くの丁数を割き、編纂主体の林大学頭信充らが御七夜祝儀に奉呈した家治誕生祝詞集「慶会集」を加えるなど、「誕生記」において御七夜祝儀礼を詳細に記述することから、誕生祝儀礼において御七夜祝儀執行の意義は非常に大きいものであったといえよう。

(4) 御七夜祝儀から誕生ひと月(元文二年六月朔日〜二十三日)

御七夜祝儀ののち、誕生十日目となる六月二日には吉宗・家重が揃って紅葉山宮并御仏殿へ参詣し、誕生御用を勤めた者たちへの下賜などが行われた。またその前後には日光・増上寺などからの献上及び返礼、また家治付の御側・抱守・年寄・医師らが任命されている(B・C本)。

御三家・諸大名父子らに対しては六月六日(誕生十四日目)に惣出仕、御二七夜祝儀が行われた。誕生祝儀の能が執行され、拜見と各席での饗応があり、諸町人が能拜見を命ぜられている。その後六月十三日(誕生二十一日目)の御三七夜祝儀の前日十二日には御三家・譜代・外様の各父子らに、六月十八日には御三七夜祝儀に出なかつた譜代衆・詰衆・菊之間詰の各父子らにそれぞれ能拜見と饗応が行われ、どの日も翌日に御礼として本丸・西丸へ出仕している。ただし、この二・三回目の祝儀能は六月九日に執行の有無が取り沙汰され、十一日に執行を決定している(B本)。誕生ひと月を迎えた六月二十三日には日光と紅葉山宮へ家治代参が向けられ、家治付小納戸の任命があつた(B・C本)。この期間に今後家治を支えていく幕臣らが、吉宗によって選定されていく様子がうかがえる。

(5) 誕生ひと月から御誕生日祝儀(元文二年六月二十四日〜元文三年五月二十二日)

A本の記述は誕生後ひと月までだが、B・C本では以降の成長儀礼についても言及がある。九月七日の葉室頼胤ら朝廷からの勅使参向への対応ののち、誕生百二十日を迎えた九月二十五日には御箸初と御色直祝儀が執行された。御色直祝儀はこれまでの御産衣から熨斗目へ衣替えを行う成長儀礼で、諸大名らから呉服などの献上が行われた。献上する呉服に関しては六月時点で詳細な規定が出されており、御七夜祝儀同様大規模な祝儀礼となっている。その二日後の九月二十七日には初の御宮参として紅葉山社参から山王へ参詣し、多くの幕臣が供奉している。御宮参からの還

御途中で井伊掃部頭直定宅へ立ち寄っているが、これも六月十六日の時点で上意があったものである（B本³⁰）。

十月十二日には吉宗からの御膳が進ぜられるとして初めて本丸中奥に入り、通り筋での目見が行われる。家治が本丸表に登るのは元文三年正月十八日のことで、家重に続き大広間駕籠台より入り、溜詰・高家・雁之間詰、そのほか殿中に居合わせたものが目見を賜った。そのまま本丸へ逗留し、西丸へ戻ったのは二十三日であった（C本）。この後、家治は御三家との対面、初の端午節句などを経て、元文三年五月二十二日に初の誕生日祝儀を迎える。この日、西丸老中松平能登守乗賢、西丸若年寄小出信濃守英貞より「来未ノ年（元文四年）ハ 大納言家（家重）御誕生日之通御祝と被下候由」と書付にて通達され（B本、（）は筆者補）、誕生一年目の誕生日祝儀を以て「御誕生祝儀」はすべて終えることとなる。

その後は三歳となった元文四年十一月一日に髪置祝儀が、元文五年十二月十五日に「家治」との諱の名付け、元文六年正月二十一日に着袴初が執行された。以降寛保元年（一七四一）八月十二日の官位・元服式へと、家治の成長に合わせた成長祝儀礼が執り行われていく。こうした祝儀礼は「誕生記」には収載されず、それぞれの祝儀礼での留書類が作成されている³¹。

三 家治誕生祝儀礼の前例と誕生記編纂

前項でみたように家治の誕生・成長祝儀礼は滞りなく進められていくが、この執行のために参考とした誕生祝儀礼はいつのものになるのか。江戸城で出生した男子のうち、三代家光の長男竹千代（のちの四代家綱）から、本稿の検討対象である家治、その後誕生した家治の実子たちについて、その誕生年次と誕生祝儀礼（誕生時／御七夜祝儀）、成長祝儀礼（御色直・御宮参）の執行状況等を表2にまとめた³²。以降、幼名前に表2での番号を適宜入れることとする。

表2中太字となつてゐるのは誕生時に存命してゐる長兄がない男子である。彼らは家治（12竹千代）と同様、生まれながらにして次代の将軍もしくは将軍継嗣という立場で、1竹千代（家綱）・6家千代・7大五郎が、また将軍となつた8世良田鍋松（家継）が前例として考えられる。各出生男子についてみていこう。

1竹千代（家綱）はのちの四代家綱で、家光の長男として寛永十八年（一六四一）八月三日に江戸城本丸で誕生した。翌日の惣出仕を経て、八月九日に執行された御七夜祝儀礼には家治同様の大規模な御産衣・刀剣等の献上が行われている。『実紀』の御誕生祝儀礼記事の底本としては「幼君慶賀式」「降誕記」を使用、『征夷大將軍源家綱公御誕生記』『家綱公之記』⁽³⁴⁾などが現存しており、誕生記が編纂されていたことがわかる。

御七夜祝儀礼での刀剣献上を検討された深井雅海氏⁽³⁵⁾によると、「史料1」のような規定の初見は正保五年（二六四九）⁽³⁶⁾正月十一日に江戸城で誕生した家光五男5鶴松の時、正月十六日の御七夜祝儀に時は十二万石以

表2 寛永以降の江戸城内出生男子一覧表

番号	幼名(諱)	生年月日	没年月日	父	存命長兄	誕生惣出仕	御七夜	色直	宮参	『御実紀』記事底本	誕生記
1	竹千代(家綱)	寛永18(1641)/8/3	延宝8(1680)/5/8	将軍・家光	無	○	○	△	○	日記、幼君慶賀式、紀年録、降誕記	有
2	長松(綱重)	正保元(1644)/5/24	延宝6(1678)/10/29	将軍・家光	有	△	○	△	○	日記、水戸記	
3	亀松	正保2(1645)/2/29	正保4(1647)/8/4	将軍・家光	有	○	○	△	○	日記	
4	徳松(綱吉)	正保3(1646)/正/8	宝永6(1709)/正/10	将軍・家光	有	○	○	△	○	日記	
5	鶴松	正保5(1648)/正/10	慶安元(1648)/7/4	将軍・家光	有	△	○	△	○	日記、紀年録	
6	家千代	宝永4(1707)/7/11	宝永4(1707)/9/28	大納言・家宣	無	○	○	-	-	日記	
7	大五郎	宝永5(1708)/12/22	宝永7(1710)/8/13	大納言・家宣	無	×	○	△	△	文書叢、折燒柴之記	
8	世良田鍋松(家継)	宝永6(1709)/7/3	正徳6(1716)/4/30	将軍・家宣	有	×	○	○	△	日記、問部日記	
9	虎吉	正徳元(1711)/8/25	正徳元(1711)/11/6	将軍・家宣	有	×	○	-	-	日記、問部日記	
10	源三	享保4(1719)/3/15	享保4(1719)/5/6	将軍・吉宗	有	○	○	-	-	日記	
11	小五郎(宗尹)	享保6(1721)/閏7/15	明和元(1746)/12/22	将軍・吉宗	有	△	○	△	△	日記	
12	竹千代(家治)	元文2(1737)/5/22	天明6(1786)/8/25	大納言・家重	無	○	○	○	○	日記、公孫降誕記、御七夜献上物之記	有
13	松平萬次郎(重好)	延享2(1745)/2/15	寛政7(1795)/7/8	大納言・家重	有	○	○	△	○	日記	
14	竹千代(家基)	宝暦12(1762)/10/25	安永8(1779)/2/24	将軍・家治	無	○	○	○	○	日記	有
15	貞次郎	宝暦12(1762)/12/19	宝暦13(1763)/4/16	将軍・家治	有	△	○	-	-	日記	

(『徳川実紀』より作成、○：執行、×：執行なし、△：記事なし、-：死去につき執行なし)

上、三十万石以上、五十万石以上の階層に分けられた大名からの誕生祝儀品献上が行われている。ただし、『実紀』にはこの献上について詳細記事はなく、2長松（綱重³⁷）・3亀松³⁸・4徳松（綱吉³⁹）についても同様で、また誕生記の底本使用・現存もないため、その編纂の有無は不明である。

5鶴松以降、四代家綱・五代綱吉には江戸城での將軍実子誕生はなく、綱吉の継嗣となったのちの六代家宣に誕生したのは宝永四年（一七〇七）七月十一日生まれ⁴¹の二男6家千代である。江戸城で將軍もしくは將軍継嗣の実子誕生は約五十年ぶりということになる。この時、鶴松誕生時の規定をうけた御七夜祝儀での献上物規定が出されている。鶴松誕生時と比較すると、家千代誕生時にはより多くの大名から、より高額な刀剣の献上を求められ、家千代誕生後の御七夜祝儀には七十七名から一三二腰の刀剣が実際に献上されていた⁴²、とされる。しかし、家千代の御七夜祝儀の詳細は『実紀』では「日記」を底本としており、現存も見当たらないため、誕生記の編纂は不明である。家千代は御七夜祝儀後、生後三か月ほど経った九月二十八日に死去しており、編纂には至らなかった可能性がある。

その後誕生した家宣の実子らの時には誕生祝儀の献上規定の触は出されていない。6家千代死去翌年の宝永五年十二月二十二日に誕生した家宣の三男7大五郎は、家千代や家治同様に「公孫」としての誕生で継嗣候補であったはずである。だが誕生記は家千代同様見当たらない。この大五郎誕生に際しては『御触書寛保集成』に次の触がある。

〔史料3〕⁴³

宝永五子年十二月

御三家 御城附え

(一)

於西丸 若君様御誕生被遊候、今度ハ為御祝儀、御登 城之儀并御祝儀物被献ニ不及候、御使者被差上ニも不及候、此段可申上候、

(二)

於西丸 若君様御誕生被遊候、今度ハ為御祝儀、惣出仕并御祝儀物献上無之、為伺御機嫌、老中え被相越候儀、使者被差越ニも不及候、尤在国在所之面々より届ニ不及候、

御三家・諸大名に向けたこの触⁽⁴⁾では西丸での大五郎誕生を知らせながら、本来行われるべき誕生祝儀のための御三家の登城・大名の惣出仕および祝儀物献納、綱吉・家宣への機嫌伺のための老中宅廻、祝儀言上のための使者の派遣などを「今度ハ」不要としている。その理由は明言されておらず、深井氏は「(刀剣献上は)長男誕生のときの献上に改められ」たためとするが、⁽⁴⁵⁾「今度ハ」の文言から考えるに、家千代時ほどの規模ではないものの、なんらかの祝儀物献上は行われるはずであったのではないか。

この誕生祝儀礼の中止には大五郎誕生前の十二月九日に家宣が麻疹に罹患していたことが影響していると考える。「史料1」に「疱瘡・麻疹・水痘之看病人^者追^而御祝儀可被差上候、尤其節可被相伺候」とあるように、疱瘡・麻疹・水痘などといった伝染病罹患者および看病などでの濃厚接触者の登城遠慮は江戸城内での儀礼時にはよく出る文言であるが、大五郎誕生時は麻疹が流行しており、多くの死者を出していた。こうした状況のなかで数多が出入りする誕生祝儀礼の中止は、大五郎の麻疹罹患を防ぐこと、父である家宣が麻疹のため儀礼時不在となることを鑑みた対処策であったと考えられる。

加えて綱吉の不調もあった。この年十二月二十八日には綱吉が病を得、翌六年正月九日夜にはいったん平癒祝を執り行するも、十日に急変、薨去となる。家治誕生時の規定である〔史料2〕には祖先らの忌日である精進日に誕生した場合、当日登城時は「御機嫌伺」とし、後日祝儀を申し上げるように、とあり、精進日だけではなく、將軍および將軍継嗣の当日の身体的状況によっても幕臣からの「祝儀の言上」は憚られたと考えられる。

ただし『実紀』には「(十二月)晦日 大五郎君御七夜の御祝あり。よて暮目勤し大番頭森川出羽守俊胤は時服六。銀五十枚。篋刀の役戸田土佐守氏興も同じ。矢取役は出羽守俊胤二子堀場又三郎俊常。銀廿枚。時服三。(以下略)」とあり、御七夜祝儀は行われたこと、また誕生日から御七夜までの暮目執行があったことがわかる。暮目役を勤めた森川らはおそらく誕生日前に「御産御用懸」を任命されていたであろう。つまり、大五郎誕生に際して祝儀そのものが行われていなかったわけではない。大五郎はこの後宝永七年(一七一〇)八月に死去するが、6家千代に比して多くの誕生・成長儀礼を経ていた。それでも誕生記が編纂されていないことを考えると、誕生記には御三家・諸大名からの祝儀献上を含めた江戸城本丸表・西丸表での祝儀礼の記述が必要不可欠であったことをうかがわせる。

7 大五郎誕生後、宝永六年(一七〇九)五月一日に六代將軍となった家宣には、七月三日に江戸城山里別殿にて8世良田鍋松、のちの七代家継が誕生する。この時兄である大五郎は存命で、家継誕生祝儀礼については「吉例により西城に出仕するに及ばず。老臣の宅にまかるにも及ばずとなり。」⁽⁴⁶⁾として大五郎同様の扱いとなった。何を指して「吉例」としているのかは不明であるが、存命している大五郎の前例を「吉例」という形としたとも考えられる。七月十二日には家継の御七夜祝儀が執行され、大五郎時以上の人数へさまざま下賜・加禄などを行った記述が『実紀』⁽⁴⁸⁾にある。誕生祝儀は行われていながらも、やはり大五郎同様に誕生記の現存はなく編纂はなかったようである。ただし、家宣の死去に伴い四歳という幼少で継嗣となり、將軍就任直前に行われた元服式については複数の祝儀礼記録が

作成されている⁽⁴⁹⁾。その後9虎吉出生時には大五郎は死去しているが、世良田鍋松（家継）が存命で、御七夜祝儀後三ヶ月ほどで虎吉も死去する。六代家宣の実子は家継を含め夭逝する者が多く、誕生記編纂に至らなかつたとみられる。その後、八代吉宗が將軍継嗣として江戸城に入った際には、前述したようにすでに長男家重・二男宗武が誕生しており、江戸城で誕生したのは三男10源三と四男11小五郎（宗尹／一橋）である。源三誕生時には6家千代以来の惣出仕が行われているが、御七夜祝儀札での大規模な献上儀礼は見られず、この二人についても誕生記は編纂されていない。では家治の誕生祝儀札はこれらのうち誰が誕生した時に困っているのだろうか。誕生祝儀札に関する規定・触と伺から見ていこう。

〔史料2〕の誕生時・御七夜の惣出仕に関する規定は宝永四年六月に6家千代誕生にさきがけて出されたものとはほぼ同文であり、これを前例としていよう。〔史料1〕の御七夜献上規定では、家千代時には刀剣と産衣が別の条文であったものを家治時にはひとつにし、大名の石高ごとの階層を細分化した。刀剣については価格の減額⁽⁵¹⁾と、新たに「一右献上之御道具、所持之内相応之道具有之候ハ、有合候を可被差上候」の条文を加え、御産衣については家千代時には御産衣代の献上であつたのに対して、家治時には刀剣献上を行わない一万石以上の大名からも献上させており、家千代時とは大きく異なる。

また、家治誕生前の元文元年十二月には、三奉行に対して「今度於西丸 御誕生之儀、被 仰出候付て、為御祝儀、赦被仰付候、軽罪之者可被書出候⁽⁵²⁾」として、家治誕生を祝して赦免を行うため対象者を書き出すよう命じている。これに依って作成されたとみられるのが、江戸町奉行稲生下野守正武が作成した「元文二⁽⁵³⁾年十二月 竹千代様御誕生御祝儀之御赦⁽⁵⁴⁾付前々御仕置被 仰付候御家人之分書付」と「元文二⁽⁵⁵⁾年十二月 竹千代様御誕生御祝儀之御赦⁽⁵⁶⁾付前々御仕置⁽⁵⁷⁾成候者共書付」である。誕生に伴う赦免は6家千代時には行われておらず、これは誕生後の元文二年六月に

出された触「此度 竹千代様御誕生被遊候御祝儀^ニ付、赦可被 仰付候間、享保十^巳四月之格^ニて可被書出候^シ」から、享保十年（一七二五）四月を先格としたものであることがわかる。この「享保十年四月之格」とは十九日に行われた家重の元服式^⑤執行時の赦免を指しており、当時は三六二人が許されている。

このように家治の誕生・御七夜祝儀礼は、將軍継嗣を父とし長兄が不在の状況下誕生した直前例である7大五郎ではなく、六代家宣長男である6家千代を前例としながらも、祝儀献上品においては家治時独自の基準をもうけ、さらに誕生祝儀礼ではない家重の元服祝儀を先格としていたのである。

では、6家千代が生後2ヶ月半で死去した以降の祝儀礼はどうだろうか。国立公文書館所蔵『竹千代様御誕生之留^⑥』のうち「伺二」からみていこう。本資料は家治誕生祝儀礼時のさまざまな「伺」、献上・下賜の品・質・量について、差し出す書面の文言についてなどの問い合わせとその回答を書きとめたもので、元文二年九月二十五日の御色直祝儀、同二十七日の御宮参などに関する伺が収載されている。これら伺には付札・下ケ札も含めて筆写されており本丸・西丸において行われた前例調査の様子がみとれる。例えば「竹千代様御色直し御祝儀諸大名献上」条の付札には「寛永十八年若君様御色直し之節諸大名より御色直し之御小袖并御樽肴献上之」とあり、寛永十八年の1竹千代（家綱）の御色直祝儀^⑦を参考に行っていることがうかがえる。ただし、寛永十八年の例を付札に記しながら伺文中に「上附札之通寛永之時^者被遊候得共、此度ハ書面之通たるへき哉」として新たな基準を設けている場合も見受けられる。

一方「竹千代様御誕生為御祝儀被下物」の付札には「享保十^巳年 大納言様御元服御祝儀^ニ付被下物」として品物と数量が例示されている。ほかに「享保元^甲年將軍宣下御祝儀」など誕生祝儀礼ではない前例を参考にしたもの、また、「竹千代様御誕生之節」「竹千代様御七夜祝儀之節」といった家治本人の誕生祝儀を前例としたものが多数みられる。誕生祝儀礼全体において、この時期独自の儀礼内容・基準といったものを新たに確立しようとする動きとみて

とれよう。ゆえに家治に関しては誕生記とそれに続く成長儀式記録が数多く編纂されたものと考えられる。

おわりに

本稿では元文二年五月に江戸城西丸で誕生した、のちの十代将軍家治の誕生祝儀礼と誕生記についてみてきた。以下に簡潔にまとめておきたい。

まず、本学図書館所蔵の『西城降誕録』とその諸本の比較を行った。同じ家治の誕生記であっても、將軍近侍者や本丸奏者番、聖堂学問所といった情報提供者・編纂主体の違いによって、その掲載記事に異同があること、また同じ底本であっても幕府御用記録所ではより合理的な書写が行われていたことなどを明らかにした。

次いで誕生ひと月までの誕生祝儀礼の詳細とその後の家治に関わる儀礼について、誕生記を中心とした史資料から明らかにした。具体的な流れについてはここでは繰り返さないが、一般的な誕生記である本学所蔵『西城降誕録』(A本)諸本と、それとは異なる国立公文書館所蔵『竹千代君御誕生記』(B本)の記述を比較したときに、『誕生記』収載記事の基準が見えてこよう。『誕生記』の記載期間は誕生前の御産掛任命から始まり、誕生祝儀と御七夜祝儀という主要儀礼を経て、誕生ひと月まで、とするものが多い。B本のみ産婦の着帯祝儀から誕生、御七夜、誕生ひと月以降、色直祝儀・宮参・一年目の誕生日までの記述となっているが、江戸城西丸「奥」での儀式である産婦着帯式に言及しているものは他にはなく、「誕生記」が江戸城本丸・西丸の表・中奥での儀礼を中心とした記述を行っていることもわかる。また御七夜祝儀以降の主要祝儀礼である御色直祝儀は、産衣から熨斗目への衣替えという「成長儀礼」であり、御産衣を着している期間を誕生期ととらえるならば、この祝儀礼は幼少期の始まりを意味し、誕生記とは別の記録となるだろう。A本などの誕生ひと月までという期間は誕生期の主要な祝儀礼が集中して執行されるためと考えられる。

特に御七夜祝儀に関する記述のうち登城・献上についてはA・B両本ともかなりの丁数を費やしてその詳細を伝えており、誕生記に欠かせない記述の一つと考えられる。これは祝儀礼が徳川將軍家と諸大名らとの結びつきを改めて確認する場であり、その軽重を家格差として如実に表しているためで、この記述ゆえに誕生記はのちの祝儀礼時の参考となり得た、ともいえよう。なお、御七夜祝儀が西丸での祝儀礼であったことから、本丸での吉宗の動向を中心としたC本ではその記述は簡略であり、一方で家治が初めて本丸表で諸大名らの拜謁をうける元文三年正月十八日の記述は詳細である。こちらは本丸勤仕者にとつての誕生時参考という側面が見いだせよう。

また、家治誕生祝儀礼の前例を見出すため、寛永十八年以降に江戸城で出生した男子について検討を行った。結果、三代家光の長男1竹千代（家綱）・六代家宣の長男6家千代の前例を参考にしつつ、吉宗期独自の誕生祝儀礼の確立を目指していたことを明らかにした。ゆえに家治の誕生記・成長祝儀式録の手厚い編纂が欠かせなかったと考えられる。

家治の誕生記諸本の検討から見た通り、誕生記は江戸城内で誕生した將軍実子もしくは將軍継嗣実子の、御七夜・宮参・誕生日などの主要な誕生祝儀礼・成長祝儀礼の執行後、成長を待つてから作成されたとみてとれる。これはB本のように、のちに將軍実紀・実録の作成に関わる資料としての側面をもつものであるためと考えられる。ただし、7大五郎誕生時にみたように、誕生祝儀・成長祝儀は執行しつつも「祝儀のための登城と祝儀物献上」「祝儀礼」を行わなかったため、前例・先格の確認や実録等作成に必要な「祝儀礼」を記録する誕生記が編纂されなかった可能性も考えられよう。徳川宗家内での「祝儀」と徳川幕府としての「祝儀礼」とが明確に区別される点にも注目したい。

本稿では誕生記の編纂に重きをおいたため、祝儀礼の規定条文や執行された祝儀礼についての比較・検討、またその意義についての考察は最小限にとどめた。さらに前例としての家治誕生祝儀礼についての検討までは及ばなかつ

た。延享二年（一七四五）二月十五日、西丸にて誕生した13松平萬次郎（重好／清水家）誕生時、將軍繼嗣として宝暦十二年（一七六二）十月二十五日に江戸城に誕生した10代家治の長男14竹千代（家基⁵⁸）の誕生時には家治誕生祝儀礼が前例となったのだろうか。こうした課題を含めて吉宗期を中心とした將軍繼嗣誕生祝儀礼についての考察は別稿を期するものである。

註

- (1) 養子には婚姻による婿養子を含む。
- (2) 慶安四年（一六五二）七月に発覚した、由井正雪・丸橋忠彌を首領とする牢人らが江戸幕府転覆を企てた事件。由井正雪の乱とも。
- (3) 万治三年（一六六〇）に起きた仙台藩の御家騒動（伊達騒動）や、寛延元年（一七四八）の加賀藩の御家騒動（加賀騒動）など、枚挙にいとまがない。
- (4) 家定も実子に恵まれなかったため、幕閣・幕臣、大名らは一橋徳川家当主慶喜を推す一橋派と、紀州藩主徳川慶福（のちの家茂）を推す南紀派に分かれた。
- (5) その後、二人の男子が江戸城で誕生しているが、のちの七代家継は「西丸山里別殿」、虎吉は本丸である。
- (6) 深井雅海「將軍家長男の七夜祝儀における刀剣献上―綱吉期・吉宗期の比較とその後の変遷を中心に―」（『徳川林政史研究』研究紀要』第55号、二〇二二年三月）をはじめとした一連の研究、小宮木代良「江戸幕府の日記と儀礼史料」（吉川弘文社、二〇〇六年四月）、根岸茂夫「近世史料論」（國學院大學研究推進開発機構 校史・学術資産研究センター『國學院の古文書』令和三年三月）など
- (7) 國學院大學図書館所蔵、準貴重書V―96―2。國學院大學図書館デジタルライブラリー掲載。
- (8) 高見澤美紀「國學院大學図書館所蔵『西城降誕録』の解題と翻刻」（國學院大學研究推進開発機構 校史・学術資産研究センター『國學院大學校史・学術資産研究』第十四号、令和四年三月）

- (9) 請求番号181-0163。国立公文書館が付与する簿冊名・件名を書名とした。以下国立公文書館が所蔵する資料については同様に表記する。
- (10) 「西城 浚廟降誕」の表題は家治の諡号「浚明院」に由来するものと考えられ、家治死去後に付されたものであろう。
- (11) 請求番号153-0159
- (12) 幕府儒者林家の私塾。寛政九年（一七九七）幕府直轄化に伴い「昌平坂学問所」に改称している。
- (13) この漢文祝詞は御七夜祝儀に奉呈され、その後七月十八日にはそれぞれに時服が下賜されている。
- (14) 『御実紀』は黒板勝美・國史体系編修會編『新訂増補国史大系』のうちの『徳川実紀』として刊行されている。
- (15) 請求番号153-0154
- (16) 深井雅海編『江戸時代武家行事儀礼図譜』第一卷（東洋書林、二〇〇一年）
- (17) 註9に同じ
- (18) 高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』（岩波書店、昭和九年一月発行）、同編『御触書宝曆集成』（岩波書店、昭和十年三月発行）など
- (19) 『御触書寛保集成』三三三によると、祝儀申上の登城は高家・雁之間詰・芙蓉之間役人のみに命ぜられ、その他の登城は不要としている。
- (20) 『実紀』では二月二十五日、B本では三月二十五日となっている。
- (21) 交代寄合の竹中左京の妹
- (22) B本には日付はなく「今度」とあり、「御帯十二月廿六日献上とも有り」としている。
- (23) A本より。『御触書寛保集成』三二五にもほぼ同文が掲載されている。
- (24) A本より。『御触書寛保集成』三二八にもほぼ同文が掲載されている。
- (25) 美濃国岩村藩・3万石
- (26) 譜代、下総・古河藩5万石（10万石格）
- (27) 譜代、遠江・浜松藩7万石
- (28) 触ではないとしつつも、『御触書寛保集成』三三〇に掲載され、また文面としては「竹之字附候名相改可申候」とあり、

強制力があつたように見える。

- (29) ただし家重の呼称は「大納言様」を使用する、とされる。享保九年十一月二十一日の本丸での長福(家重)御披露日以降は「若君様」と称されるようになり、翌年四月九日の官位・元服式以降は「大納言様」が使用されている。
- (30) この上意後、井伊宅では竹千代の御座所を新たに設え、七月二十七日には老中らの見分をうけている。また井伊直定には御三家・諸大名から金屏風や毛氈などが餞別品として贈られている(B本)。
- (31) 国立公文書館所蔵「竹千代様御名被進・御着袴初に付諸向より何之留」請求番号…220-0213 など
- (32) 本表は出生した男子を対象としており、女子及び流産・死産となった子は掲載していない。また各年次は『実紀』によつているため、生没年などが『徳川幕府家譜』とは異なるものも多い。なお、前例・先格が重視されていたのが家光期であることから家綱以降を対象とした。
- (33) 国立公文書館所蔵、請求番号153-0157。旧蔵は昇平坂学問所。
- (34) 国立公文書館所蔵、請求番号149-0023。「家綱公御誕生之節御道具献上」「家綱公山王御社参行列之次第」「家綱公御元服御作法之次第」の三冊からなる。
- (35) 深井雅海「將軍家長男の七夜祝儀における刀剣献上―綱吉期・吉宗期の比較とその後の変遷を中心に―」(『徳川林政史研究』所研究紀要』第55号、二〇二二年三月)
- (36) 『実紀』では正保五年、『徳川幕府家譜』では正保四年と異なっている。
- (37) 家光二男。伯母である千姫のもとで育てられ、慶安四年(一六五二)に賄料十五万石を与えられる。屋敷は桜田。寛文元年(一六六一)甲斐国甲府藩二十五万石を領し、甲府宰相と称された。
- (38) 家光三男。側室成瀬氏まさの局を母とする。生後二年半ほどで夭逝。
- (39) 家光四男。慶安四年(一六五二)に兄長松(綱重)とともに賄料十五万石と屋敷を神田橋際に与えられた。寛文元年(一六六一)上野国館林藩二十五万石を領し、館林宰相と称された。延宝八年(一六八〇)兄である四代將軍家綱に継嗣がおらず、次兄綱重も没していたため、家綱の養子となり、五代將軍となった。
- (40) 綱吉の子徳松は延宝七年(一六七九)五月六日に館林藩主であった綱吉の長男として神田邸にて出生。
- (41) 家宣の長男は甲府藩主時代の元禄十二年(一六九九)に出生。

- (42) 註34に同じ
- (43) 『御触書寛保集成』二二二一
- (44) 『実紀』では「在封の輩もこれに同じ」とある。
註34の註(4)
- (46) 『徳川実紀』宝永六年七月三日条
- (47) 本来の誕生七日目は十日だが、綱吉の月命日にあたるため別日となったと考えられる。
- (48) これはのちに將軍になったため記述が詳細になっていることが考えられ、大五郎の祝儀も『実紀』記述以上のものであった可能性は十分であろう。なお大五郎出生時の『日記』欠本のため、とも考えられる。
- (49) 『国書総目録』によれば「家継公御元服記」茨城県水戸市彰考館／「家継公御元服御職之聞書」(東京都目黒区尊経閣文庫)／「家継公御元服次第」(三重県伊勢市神宮文庫)がある。
- (50) 『御触書寛保集成』二二三。「晩方」を「八時」とするなど、より具体的な規定へと変更している。
- (51) 註34に同じ
- (52) 『御触書寛保集成』三二四。日には不明だが、十九日に着帯式と西丸御産掛の任命があるため、十九日以降と考えられる。
- (53) 国立国会図書館所蔵『救帳』一〇九冊のうち三。二冊合帳となっている。
- (54) 『御触書寛保集成』三三二一
- (55) 官位・元服式は九日に執行された。
- (56) 請求番号220-0214。四冊のうち一。「元文二丁巳年竹千代様御誕生之留 伺二 六」の題簽が貼付する。ほか三冊は題簽なし、宮参時の法令・次第など。「伺二」とあるが「伺一」を欠く。
- (57) 『実紀』には家綱の御色直祝儀礼の記事がなく日付不明。
- (58) 家基は元服し大納言となり正式な將軍継嗣となったが、安永八年(一七七九)二月に十九才で急死。未婚であり実子もなかった。すでに弟貞次郎は死去しており、家治の継嗣として一橋家から家斉が養子となった。